

# 第1章 恐慌と銀行合同の進展

## 第1節 第1次世界大戦とその影響

### 1. 大戦のぼっ発とわが国経済の発展

**大戦による好況** わが国経済は、明治後半期から沈滞の傾向をみせ、大正にはいっても深刻な不況に見舞われていたが、大正3年7月にぼっ発した第1次世界大戦を契機として、長期にわたる大戦景気を迎えた。

開戦当初は、生糸をはじめとする輸出産業が、対外貿易の途絶により窮境に陥った。しかし、4年にはいると、交戦国から軍需品などの注文が殺到するとともに、それまでヨーロッパ諸国が支配していた巨大な市場がおのずからわが国の手に帰し、輸出が激増した。

日清戦争以来ほとんど入超続きであった貿易は、一転して出超となり、大正4年から7年までの間に14億円の輸出超過となった。また、海上運賃などの貿易外収支も、これに匹敵する受取り超過に転じた。その結果、正貨準備高は、3年の3億4,000万円から8年末には20億4,000万円に達し、それまで債務国であったわが国は、9年に至って一躍27億7,000万円の債権国となった。

こうして大好況が訪れ、通貨は3年末から7年末の間に3倍弱に膨張し、物価も3年7月から7年末までの間に2.3倍もはね上がった。

また、ヨーロッパからの輸入の途絶と輸出の好調は、国内産業の発展と事業の拡張を促し、わが国の産業は大躍進を遂げた。その発展の中心となったのは、造船、鉄鋼、薬品、染料、肥料などの重化学工業であり、さらに紡績

業、海運業、鉱業、電気事業の発展もめざましいものがあった。

**戦後の好況** 大正7年11月に大戦がおさまると、わが国の産業界は一時衝撃を受けたが、翌8年の4、5月ごろから景気はふたたび好転し、9年3月に至る1年間は、戦時にもまさる熱狂的な好況が続いた。

物価指数は、大正3年7月を100とすると、大戦中のピークである7年10月には222.9に、さらに9年3月には実に338.2に高騰した。また、物価騰貴と起業熱を反映して、株式市場、商品市場には空前の投機が現出した。

一方、5年にはいって米価が上昇し始め、絶頂期の8年には、大正3年に比べ3.6倍、繭価も3.2倍に暴騰したので、好況の浸透がやや遅れていた農村も、空前の黄金時代を迎えた。地主の所得は著しく増大し、土地や株式などへの投資が盛んに行なわれ、耕地価格も急騰した。

## 2. 金融界への影響

**銀行の発展** 上述のような産業界の発展に対応して、銀行の業容も著しく拡大した。大正3年から8年までの間に、全国銀行の払込資本金は2倍となり、預金は3.9倍、貸出金は3.4倍に達した(表3-1)。

1行当たりの預金額も、3年の103万円から8年には426万円に増加し、

表 3-1 全国銀行の資本金・預金・貸出金の推移

(単位 百万円)

年 末	銀 行 数	払込資本金	預 金	貸出金
大正 3	2,153	608	2,212	2,683
4	2,149	622	2,569	2,872
5	2,140	648	3,464	3,574
6	2,110	751	5,146	4,795
7	2,086	888	7,236	6,819
8	2,049	1,207	8,734	9,161
9	2,036	1,639	8,829	9,521
10	2,012	1,747	9,494	10,239

(注) 日本銀行統計局『明治以降 本邦主要経済統計』による。

6年、7年には、ついに預金が貸出を上回るに至った。

また、資金需要は旺盛ながらも、輸出超過を主因とする外貨の受取り超過が増大したため、金融は非常に緩慢となり、公定歩合は、6年3月には

ついに日歩1銭4厘にまで下がり、明治43年の“金利革命”以来の低金利となった。もっとも、その後は好況の波及により、投資熱が高まって資金需要が旺盛になると、銀行間の預金獲得競争が激しくなり、預金に高金利をつける風潮が一般化した。

政府は、このような事態を憂慮して自粛を要望し、銀行界もその勧奨に従って、まず7年12月、東京、大阪、名古屋において預金金利協定が結ばれ、しだいに全国に及んだ。

**増資と銀行合同** 産業の発展、産業資本の集中集積につれ、銀行もまた資金の供給力を拡大してこれに応ずる必要に迫られ、「増資又ハ合併ノ方法ニ依リ其規模ノ拡大ヲ計ルモノ続出シ合併増資ハ近時銀行界ノ一大趨勢<sup>1)</sup>」となった。

大正4年から9年の間における普通銀行の増資行数は、835行にのぼり、「本邦普通銀行史上の増資時代<sup>2)</sup>」といわれた。

またこの間、銀行合同も表3-2のように進んだ。もっともそれは、産業界の動向に対応して規模や業務の拡張をはかることを基調としたもので、大戦後の、整理縮小を基調とした合同とは著しい対照をなして<sup>3)</sup>おり、その数も少なかった。

ところで、銀行合同の促進は政府の伝統的政策であったが、どちらかといえば、小銀行の弊害を除去することを目的としており、小規模銀行の出現阻止に重点が置かれていた。そのため、政府は新設銀行の最低資本金を次々に引上げ、大正7年には、普通銀行、貯蓄銀行を問わず、人口10万人以上の都市の場合は、新設銀行の資本金額を従来の100万円から200万円に引上げた。また9年に、銀行条例の改正を行ない、商法の例外規定を設けて銀行合併の手続きを簡素化した。

このように、政府の銀行合同方針はしだいに強化されたが、大正3年から8年にかけては、銀行界の好況を反映して合同の機運は熟さず、大正9年以降の恐慌期に比べれば、銀行資本の集中は緩慢であった(表3-2)。

表 3-2 銀行合同の推移 (普通銀行および貯蓄銀行)

年 別	参 加 銀行数	新 立 銀行数	存 続 銀行数	消 滅 銀行数	差引減少 銀行数
大正 2	9	0	4	5	5
3	12	0	6	6	6
4	8	0	4	4	4
5	19	1	9	10	9
6	36	2	15	21	19
7	62	2	31	31	29
8	104	4	46	58	54
9	81	2	36	45	43
10	122	3	54	68	65
11	109	4	51	58	54
12	158	1	66	92	91
13	96	7	42	54	47
14	154	10	59	95	85
昭和 1	194	16	75	119	103
2	218	14	84	134	120
3	349	26	126	223	197
4	178	12	69	109	97
5	146	7	62	84	77
6	105	9	42	63	54
7	86	10	31	55	45
8	22	3	9	13	10
9	41	5	16	25	20

(注) 大蔵省『明治大正財政史』および金融研究会『我国に於ける銀行合同の大勢』により作成。

(注) 1) 『日本金融史資料 明治大正編』第22巻「欧州戦争ト本邦金融界」138ページ。  
2) 大蔵省『明治大正財政史』第16巻708ページ。  
3) 同上742ページ。

**金融市場の発達** 大戦中銀行資力の充実や資金の中央集中化傾向などにより、銀行の遊資がコール資金として大量に放出される一方、為替銀行は巨額の輸出金融をまかなうため、活発にコール資金を取入れた。

このような事情を背景として、戦前までは主として手形交換尻決済に使用されるにすぎなかったコール取引は、すこぶる活況を呈し、東京組合銀行のコールローン残高は、大正5年末の2,900万円から7年6月末には1億2,800万円に増大した<sup>1)</sup>。

また、大戦による財政の膨張、経済界の好況に伴って、起債市場が発達し、起債の額、範囲とも急速に拡大した。たとえば国債発行額は、大正3年中の3,900万円が7年中に4億2,300万円となり、イギリス、フランス、ロシア各国の外国債がはじめてわが国で発行された。

金融緩慢により社債利回りが低下して、起債が有利となったので、社債の発行も激増し、その額は、大正3年から7年までの間に2億4,000万円に及んだ<sup>2)</sup>。

また、地方の自治制度の発達に伴い、地方債の発行も年を追って増加し、その残高は、明治40年に8,900万円にすぎなかったものが、大正5年には3億3,900万円、9年には5億900万円に増大した<sup>3)</sup>。

- (注) 1) 『日本金融史資料 明治大正編』第22巻 417 ページ。  
2) 『大和証券60年史』72ページ。  
3) 『明治以降 本邦主要経済統計』。

**金融関係法規の整備** 金融業の発展に伴って、金融関係法規の整備が行なわれた。まず大正4年6月、政府は「無尽業法」を公布し、11月から施行した。これは、営利企業として急速にぼっ興した無尽業に対する取締り法規がなく、不正や弊害が現われてきたためにとられた措置で、無尽講と営業無尽を区別して、後者を免許事業と定めた。

翌5年には、銀行条例、貯蓄銀行条例の改正が行なわれた。銀行条例の改正によって、大蔵大臣の認可事項の範囲が広がり、他業の兼営、支店の設置や変更が新たに認可の対象となった。

貯蓄銀行条例も20年ぶりに改正され、同年1月から施行された。これにより、貯蓄銀行は、新たに定期積金および据置貯金の業務を営むことが認められたが、同時に、銀行条例と同様、大蔵大臣の認可事項の範囲が広がり、監督が強化された。

## 第2節 慢性的不況と銀行合同

### 1. 反動恐慌と関東大震災の影響

**反動恐慌と金融界の混乱** 第1次世界大戦により空前の繁栄をみたわが国経済は、大正9年の反動恐慌以後、昭和の初期に至るまで深刻な慢性的不況に見舞われた。

大戦による好況が、輸出の急増と蓄積された資金による信用膨張に起因するものであっただけに、海外市場拡大の余地が失われて過剰生産が顕在化し、投機ブームと輸入増大により金融がひっ迫するに及んで、反動恐慌が到来した。

大正9年3月、株式・商品市場の崩落が始まり、9月までの半年間に相場

表 3-3 県別の銀行取付け店数

		(自大正9年4月 至同7月)	
東京	5	香川	4
大阪	23	徳島	3
神奈川	15	島根	2
静岡	7	福井	2
愛知	25	富山	2
京都	7	新潟	5
岐阜	12	栃木	11
滋賀	7	群馬	5
三重	3	茨城	2
和歌山	1	福島	5
兵庫	2	山梨	1
岡山	2	福岡	1
広島	12	佐賀	1
山口	1	北海道	2
愛媛	1	計	169

(注) 『日本金融史資料 明治大正編』  
第22巻 548 ページによる。

は半値以下に急落した。東京卸売物価指数も、9年3月の338.2(大正3年7月=100)から6月には260.6に、さらに年末には216.3に下がった。

この反動恐慌で、金融界は大混乱をきたした。増田ビルブローカー銀行、横浜の七十四銀行など有力銀行が休業し、表3-3にみるように、9年4月から7月までの間に、全国の取付けは169店(本店67行、支店102行)にのぼり、支払い停止も21行を数えた。政府は、日本銀行とともにその救済に当たり、休業銀行や株式市場、産業界に対して、3億円に達する救済融資を行な

った。

この救済措置により、経済界は一時小康を保った。しかし、11年にはいると、緊縮財政や輸入超過による金融ひっ迫、軍縮の実施などの要因が重なって、経済界はふたたび動揺し、銀行恐慌に発展した。同年末に京阪地方に発生した銀行の取付け騒ぎは、次々に全国に波及して、16行が支払い停止に陥った。このときの日本銀行の救済融資額は、2億5,000万円と見積もられている。

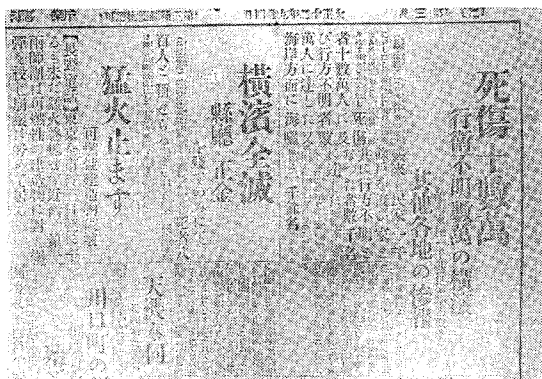
翌12年になっても銀行界の動揺が続き、上半期に7行が休業し、下半期には中京地方に取付けが発生し、1億円にのぼる日本銀行の救済融資が行なわれた。

**関東大震災と金融措置** 反動恐慌以後、わが国経済界は、日本銀行を中心とする大規模な救済措置により、弱体企業の整理が徹底しないまま、かろうじて一時をしのいできたのであるが、大正12年9月1日に発生した関東大震災は、これに致命的な打撃を与えることになった。

震災の損害額は45億7,000万円と見積もられ、東京、横浜の銀行はほとんど罹災し、金融機能は一時まったく麻痺してしまった。

震災直後、政府は各種の非常措置をとったが、金融界の救済と安定のために、まず9月7日に1か月間の支払い延期令をしいた。さらに9月27日、震災手形割引損失補償令を公布したが、これは、日本銀行が震災手形の再割引に応じることによって受けた損失を、1億円を限度として政府が補償するというものであった。また日本銀行は、各銀行に対する貸出限度の撤廃、担保品の範囲の拡張などの手段を講じた。

震災手形の割引高は、翌13年3月31日の締切日までに4億3,000万円にのぼり、被割引銀行は96行に達した。しかもそのうちには、9年の反動恐慌以降の不良貸の便乗的な乗換えが多分に含まれていたため、整理を要すべき企業や銀行が温存される結果となった。そして、これが昭和2年の金融恐慌の一つの原因ともなったのである。



関東大震災を報ずる「新潟毎日新聞」(大12.9.4)

これらの緊急措置により、大正13年には復興景気が現出した。

しかし、復興物資の大量輸入が、国際収支の逆調を大きくしたため、政府はこれまでの救済策を打切って緊縮財政政策をとるに至った。これに伴い、経済界は

いちだんと不況の度を深めながら、やがて昭和2年の金融恐慌を迎えるのである。

## 2. 反動恐慌後の銀行合同と制度改革

**合同政策の強化** 反動恐慌後、慢性的な不況の影響により、銀行の経営内容は悪化した。とくに機関銀行の性格をもった中小銀行の場合は、関係企業救済のため安易に追加融資を行なったので、資金が固定化するケースが多かった。しかも、このころになると、預金が安全を求めて大銀行や郵便貯金などへ移動する傾向を強めたので、不健全な銀行は、預金の停滞と減少に直面し、ますます経営悪化に苦しんだ。

このような情勢に対処して、政府は、銀行経営の健全性を高めるために種類の対策を講じた。すなわち、銀行検査の強化、きびしい支店設置基準の設定(大正13年)、減配の懲罰、預金金利協定励行の通達などがそれである。

この間、政府は最も重要な施策として、銀行合同政策の強化をあげ、これを積極的に推進した。大正13年7月、政府は地方長官あてに通牒を発し、銀行合同の実施に際してとるべき措置を8項目にわたって指示し、「同一地方ノ銀行ヲ相互ニ合同セシムル」という地方的合同方針を表明した。

こうした政策によって合同の気運が高まり、合同期成会、合同促進会とい



ったものが各県で続々と結成され、地方的合同が進展した。

大正10年から大正15年までの間に、合併によって消滅した銀行は、普通銀行435行、貯蓄銀行51行、合計486行にのぼった。

地方銀行合同の目的は、主として不良資産を切捨てて事業内容の立直しを行なうことと、有力銀行を形成して自己の地盤を確保し、将来の保全をはかることにあったといわれる。しかし、不良資産の整理が徹底せず、企業経営が好転する機会もなかったため、一般的に銀行経営は悪化する一方であった。

**貯蓄銀行法の制定** 反動恐慌によって、多くの貯蓄銀行が破たんした。そのため、政府は、貯蓄銀行が貯蓄預金の安全な保管機関としての役割を十分に果たせるよう、従来から懸案となっていた法令の抜本的改正を行なった。すなわち、大正10年4月、従来の貯蓄銀行条例を廃して貯蓄銀行法を公布し、翌11年1月1日に施行したのである。

そのおもな内容は次のとおりであった。(1)資本金最低額を3万円から50万円に上げたこと。(2)普通銀行業務と貯蓄銀行業務との兼営を禁止し、業務分野を明確にしたこと。(3)放漫な資金運用を行なわないよう、資金運用の方法を制限したこと。(4)担保供託の金額を増加したこと。

この法律は、庶民の零細な預金を保護するために、貯蓄銀行は普通銀行よりも厳格周到な監督を要する、という認識のもとに制定されたものであったので、一口でいえば取締りの性格が強かった。したがって、貯蓄銀行の経営は将来、妙味がなくなることは明らかであった。また、最低資本金額が法定されたとはいえ、現実には増資は困難であった。こうした事情から、貯蓄銀



県内銀行合同を報ずる「新湯毎日新聞」(大13.3.16)

行の多くは、普通銀行へ転換したり、合併せざるを得なくなったりして、10年末に636行あった貯蓄銀行は、翌11年中に490行も減少して146行になり、昭和元年末には124行になった。

**信託法、信託業法の制定** 信託会社の名称によって営業を行なうものは、すでに明治年間に存在したが、第1次世界大戦中に激増した。

しかし、その業務内容は、本来の信託業務のほかに証券業務、不動産業務など雑多で、経営も不健全なものが多かった。そのため、政府は本来の信託業務の発展をはかって、大正11年に信託法と信託業法を公布し、12年1月に施行した。

この業法によって、信託業は免許事業とされ、銀行業と信託業の分離が行なわれた。また、企業形態は株式会社に限定され、最低資本金は100万円以上と制限された（資本金25万円以上で施行前1年以上営業しているものは適用を除外）。さらに、業務内容や資金運用にも厳重な制限が加えられた。

その結果、大正12年の初めに五百余りあった信託会社は、従来それぞれが主業とした営業分野に従い、証券会社、不動産会社、商事会社などとなり、あるいは銀行に転換もしくは他の銀行に合併したりして、同年末にはわずか5社に激減した。

### 3. 昭和金融恐慌とその影響

慢性的不況のなかで、救済インフレーションによりようやく支えられていたわが国経済は、震災手形の処理問題をきっかけとして、ついに金融史上空前の恐慌に見舞われた。

わが国経済は、大戦中に不自然に膨張したため、本来ならば終戦後に徹底的な整理を必要とした。しかし、相次ぐ救済インフレーションは、その整理を遅延せしめていた。

大正10年代は、世界的にみれば、各国とも戦争による打撃から立ち直り、そ

の生産力を伸ばしつつあった時期である。したがって、わが国もそれに対抗するためには、合理化をいっそう進めながら、国際的には金本位の再建を急がねばならなかった。それにはまず、金融界のガンともいべき震災手形の処理から始めなければならなかったのである。

こうして政府は、震災手形処理関係法を制定すべく、立案審議中であつたが、昭和2年3月14日、蔵相の失言問



金融恐慌時の銀行取付け騒ぎ

題を契機として、金融恐慌がぼつ発した。この恐慌は、日本銀行の非常貸出や震災手形関係法案の成立により、いちおう鎮静したかにみえた。

ところが、鈴木商店に対する巨額の不良債権をかかえて窮地に陥っていた台湾銀行を救済しようとして、政府が提出した緊急勅令案が枢密院で否決され、同行が4月18日から休業のやむなきに至るや、恐慌は再燃し、全国的な取付けを惹起した。このため、全国の銀行は同月22、23日の両日、いっせいに休業することになった。

政府は恐慌の応急策として、モラトリアムの施行を決定し、22日から3週間にわたって実施した。この間、日本銀行から6億円もの救済資金が放出され、恐慌はようやく鎮静した。

昭和2年3月から同年7月の間に休業した銀行は37行にも及び、同年中に失った地方銀行の預金は、前年末の預金残高の15%に相当する10億5,000万円にのぼったと推定されている<sup>1)</sup>。

金融恐慌は、不況のもとにあえいでいた不健全な銀行に、徹底的な打撃を与えた。また、年来の課題であつた金解禁が延期となり、経済界は萎縮し、この間、中小企業や中小銀行の没落と、大企業、大銀行の制覇が進行した。

(注) 1) 『日本金融史資料 明治大正編』第22巻1059ページ。

#### 4. 銀行法の制定と銀行合同

**銀行法の制定** 金融恐慌下の昭和2年3月30日、「銀行法」が公布され、翌年1月1日から施行された。その要点は、次のとおりであった。

- (1) 銀行の定義を明確にした。
- (2) 銀行の組織を株式会社に限定した。
- (3) 銀行の資本金の最低額を100万円とし、特別指定の大都市は200万円、人口1万人未満の町村は50万円として、最低資本金制を確立した。
- (4) 銀行の他業兼営を禁止し、常務に従事する役員の兼職を制限した。  
また、支店以外の営業所の設置および変更についても、これを大蔵大臣の認可事項とした。
- (5) 法定積立金を増額し、内部監査の強化をはかった。

銀行法の大きな目的は、普通銀行の経営を健全化し、預金者保護に万全の体制を整えるため、銀行資力の増強と銀行合同を促進することにあった。最低資本金の制限は、既存銀行についても適用され、法定水準に達しない無資格銀行の存立猶予期間は、昭和7年末までの5か年間に限られた。

法施行の3年1月現在の無資格銀行は、全国の普通銀行1,283行の48%に当たる617行を数えた。しかも、原則として無資格銀行の単独増資を認めない、という強い方針がとられたので、資本金の増加は合同によるほかなく、ここに、銀行合同は、法律によって半強制的に推進されることになったのである。

**銀行合同の進展** 銀行法の制定とともに、政府は昭和2年8月、銀行合同の促進を地方長官あてに通牒を發し、8月、9月の両月にわたり大蔵省検査官を地方に派遣して合同を勧奨した。また従来、併合銀行の不良資産をそのまま引継いだために破たんをきたした例も見受けられたので、合併に際しては、不良資産の整理を厳重に行なうよう指導した。

こうして、政府の地方的合同促進という方針のもとに、地方銀行間の合同を中心として銀行合同が進められた。ここに、わが国特有の銀行集中が進行し、小銀行の淘汰が急

表 3-4 銀行数の推移

年 末	全国銀行数	私立、普通 銀行数	貯蓄銀行数	特殊銀行数
昭和 1	1,575	1,417	124	34
2	1,425	1,280	113	32
3	1,160	1,028	100	32
4	1,004	878	95	31
5	895	779	90	26
6	794	680	88	26
7	651	538	87	26

(注) 『明治以降 本邦主要経済統計』による。

速に促進されていった。ちなみに、イギリスやドイツにおける銀行集中は、中央の銀行と地方の銀行との合同を中心に展開されており、わが国の場合は大きく異なっている。

わが国での銀行集中の具体的過程は、(1)既成の地方有力銀行が、周辺の多数の小銀行を吸収合併しつつ巨大化するケースと、(2)多数の小銀行が、新立合併を通じて有力銀行化するケースとに概括することができる。もちろん、中央の大銀行が地方の小銀行を吸収するケースも絶無であったわけではなく、また、中規模銀行間の合併も見受けられた。<sup>1)</sup>

こうした過程を通じて無資格銀行は消滅したが、その状況は合併 230 行、買収 110 行、増資 50 行、解散 115 行、業務廃止 74 行、免許取消 30 行、破産 11 行などで、増資は少数にとどまり、無資格銀行間の合併も多かった。<sup>2)</sup>

これら合同の結果、全国の銀行数は、昭和元年の 1,575 行から 7 年には 651 行に減少した(表 3-4)。

(注) 1) 金融研究会『我国に於ける銀行合同の大勢』90~114ページ。

2) 同上 230 ページ。

## 5. 金融恐慌後の経済・金融情勢

**金解禁と世界恐慌** 金融恐慌ののちも、経済の立直りはみられず、不況が続いていたが、昭和 5 年 1 月に至り、わが国は金解禁を断行し金本位に復帰

した。

それというも、このころには世界の有力諸国はすべて金本位に復帰しており、わが国も、合理化を推進しつつ国際経済に参加していくため、この処置に踏切ったのである。

ところが、昭和4年10月末に起こったニューヨーク株式市場の大暴落が、世界的な大恐慌にまで発展していった。

金解禁政策は、もともと合理化を通じて物価水準を引下げ、輸出を立直すことを企図したものであったが、この世界恐慌のため、予期した輸出の拡大が実現されず、正貨は予想を越える激しさで流出し、物価は金解禁政策と世界恐慌とに挟撃されて激落し、昭和5年、6年と、わが国は不況のどん底に落込んだ。

金融界も不振を極め、全国普通銀行の預金、貸出とも、5年には6%減となり、6年にはさらに預金5%、貸出3%の減少をみた。しかも、資金偏在の傾向はますます著しくなり、大銀行や郵便貯金、信託会社などが多額の遊資をかかえたのに対し、農村や中小企業を取引先とする地方銀行は、手元資金の窮迫に苦しんだ。

こうして、4年末には17行、翌5年には12行が経営悪化により休業した。6年3月末には、開店休業したもの約80行のほか、開店休業同然の銀行もかなりの数に達した。また、全国地方銀行のうち欠損を計上した銀行は、5年上期111行、下期124行、6年上期115行、下期105行の多数にのぼった<sup>1)</sup>。これをもってみても、業績悪化の状況が、いかにはなはだしかったかを知ることができる。

一方、産業界においては、恐慌対策として産業合理化やカルテルなどが急速に進んだ。政府はこれを助成するため、6年4月に「重要産業統制法」を公布し、協定に法的強制力を与えた。これはやがて、国家総動員法による総力戦体制につながる下準備として重要な役割を果たすことになる。また、中小商工業者の結合と保護を目的として、6年4月に「工業組合法」、7年9月に「商業組合法」が公布されたが、産業合理化とカルテル協定により強化

された巨大資本に抗すべくもなく、中小企業の没落は避けられなかった。そして、失業の激化、労働条件の悪化に伴って、労働争議が激増して社会不安は激化した。

(注) 1) 『地方銀行小史』212ページ。

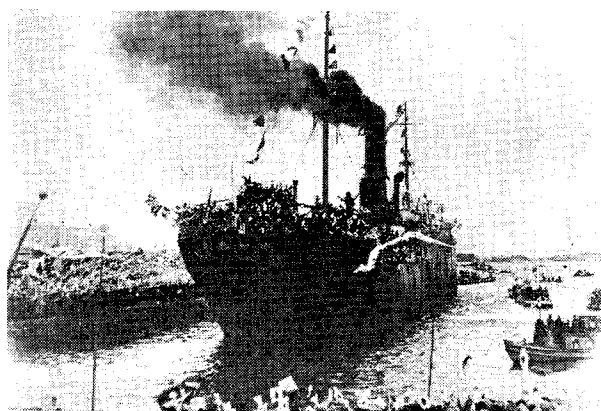
**満州事変のぼっ発と金輸出再禁止** このような情勢のもとに、昭和6年9月18日、満州事変がぼっ発し、3日後の9月21日にはイギリスが金本位制を離脱するに至った。わが国においては、株価および物価がさらに急落し、金本位停止を見越した円売り、ドル買いの思惑は激しさを加え、正貨流出が激増した。金本位の維持はもはや不可能な情勢になり、6年12月の犬養内閣成立とともに、政府は金輸出の再禁止を断行し、12月17日、日銀券の金兌換を停止した。こうして、わが国の金本位制はわずか2年足らずで停止された。

**財政・金融政策の転換** 犬養内閣の出現は、これまでのデフレーション政策から、軍事財政中心の膨張財政政策への一大転換をなすものであった。

犬養内閣が昭和7年の5・15事件で倒れたのち、政党政治は没落への道をたどり、軍部の勢力が台頭してきた。これ以後、日本の財政は軍事費を中心とするようになり、インフレーション政策がとられることになった。

政府は膨張する歳出をまかなうため、7年に日本銀行引受けによる公債発行方式を案出して、

赤字公債の発行に踏切った。なお、赤字公債発行に伴うインフレーションの防止策として、日本銀行は、引受け公債を随時市中に売却する公開市場操作（いわゆ



出征兵士を見送る人びと（新潟港）

る公債の消化)を行なったが、やがてそれも、膨大化する軍事費の前に無力化していった。

また、それまで金本位維持のためにとられてきた高金利政策に代わって、公債の市価を維持して市中消化を円滑にするため、徹底的な低金利政策がとられた。公定歩合は、7年3月から8年7月までの間に日歩1銭8厘から1銭まで引下げられ、郵便貯金利子も3分という、創設以来、未曾有の低率に下げられ、ここにいわゆる第1次低金利時代が現出した。

**農村対策の転換** 当時、農村は、世界恐慌に誘発された農業恐慌により、窮乏のただなかに置かれていた。とくに昭和5年には、空前の豊作が影響して農産物価格が暴落し“豊作ききん”にあえぎ、6年には東北地方は冷害で大凶作となり、農村経済はいっそう窮乏した。昭和5、6年の農産物価格は、大正13年の50～60%に惨落し、繭価も大正14年の実に5分の1に低落した。

農家経済の破たんは、その後もさらに深刻さを加え、7年には各地に農村救済請願運動が起きて、農村問題は社会不安の根源として看過できないものとなった。

政府は、7年8月に臨時議会を召集して、農村の土木事業や農村金融、米価維持策などを含む特筆すべき救済対策を次々に立法化した。しかし、その予算もしいだいに軍事費に圧迫されて年ごとに減少していったため、農家経済の好転は、インフレーションが浸透してきた昭和10年以降にまたねばならなかった。

**跛行景気の進行** 昭和6年12月の金輸出再禁止により、為替相場は著しく低落し、輸出は飛躍的に増大して、輸出産業に活況をもたらした。いわゆるソーシャル・ダンピングといわれる現象がそれである。また10年には、軍事費が歳出の半ば近くを占めるまでに増大し、これを支えとして軍需産業が発展していった。

これらの産業を中心として跛行的な景気好転がみられたが、農村や中小商



工業者の立直りは遅れた。この景気の明暗は、金融機関にも大きな影響を及ぼし、都市大銀行の経営好転に比べて、地方銀行の回復は遅々として進まなかった。

10年下期ごろから、景気は全般的に上昇したが、インフレーションも顕在化した。高橋蔵相はこれを抑制するため、軍事費の節減と国債の漸減によって財政の健全化を企図した。しかし、これが軍部との激しい摩擦を引き起こし、昭和11年の2・26事件で反乱部隊の凶手に倒れ、財政は広田内閣の馬場蔵相による“準戦時財政”へと移行していった。

**第2次低金利政策と金利平準化** 馬場蔵相は、軍備拡充のため大幅な増税を行なうとともに、公債漸減主義を放棄し、巨額にのぼる公債の財政負担の

(余録)

#### 昇給・賞与にまつわる話

大正8年ごろの好況期には、当行の純益金は倍増し、昇給も良好であった。傭の資格で入行した某行員の月給は、8年1月の17円から翌9年4月には28円となったが、この大幅昇給には次のような事情があった。

8年の秋、隣県の若松支店へ転勤を命ぜられた2人の行員が、「出納係へ回されてもよいから、他の土地へは転勤したくない」と断わった。そのころ、出納係というのは、銀行の仕事のなかで最も嫌われていたものである。そこで、新入行員の某が、特別昇給加算の条件つきで転勤することになり、28円の大幅昇給となったのである。

彼は、赴任手当など思いがけない収入があったので、さっそく洋服を新調することにした。支店長さえ角帯姿の当時であったから、支店の行員たちは、赴任のあいさつにきた彼の洋服姿に驚き、羨望の目でかわるがわる洋服の裏までのぞきにくたという。

その後、昭和初期の恐慌期においては、当行の収益は悪化して、賞与や昇給も少なかった。昭和2年の金融恐慌期には、三条信用銀行合併による利益が出たので、賞与の最高は月給の25%であったが、6年ごろの農業恐慌期には、最高が10%ほどに減少した。昇給も、その前後3年間はまったくストップした。

そのなかにあっても、年末になると酒肴料が出て、新年には、南部支配人が本店の全行員をイタリア軒に招待するのを慣例としていた。これが洋食を口にする唯一の機会という行員も多かったので、フィンガーボールの水を飲んだり、フランスパンをナイフで切ろうとして飛ばしたり、という珍風景が随所に展開されたという。

減少とその消化をはかるため、いわゆる第2次低金利政策を進めた。昭和11年4月、公定歩合は日歩1銭から9厘に引下げられ、翌5月、5分利国債がかつてない低利である3分半利国債に借替えられた。同時に、各地で預金協定利率や貸出利率の引下げが行なわれ、金利を平準化する運動が全国的に展開された。